



案内標識の設置に伴う他の管理者との調整及び堤防兼用道路の維持管理について

技術基準の種類: 例規
通知日: 昭和59年 6 月11日

事務連絡
昭和59年 6 月11日

各土木出張所
維持管理課長

道路課長補佐

案内標識の設置に伴う他の管理者との調整及び堤防兼用道路の維持管理について

1. 他の道路に接続して設置する案内標識については、その管理者と表示内容等について十分調整を図ること。
なお、標識週間に基づき点検した未整備のものについては、早急にこれらの調整を行って設定して下さい。
2. 直轄管理堤防との兼用道路については兼用工作物管理協定に基づき、路肩から法長1.0mの範囲を道路管理者で草刈等の管理を行うこととなっているので、これらについても十分留意して下さい。
なお未協定箇所についてもこれに準じて下さい。

